

# 合併協議会だより

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち

2003.12.1 創刊号



## 法定合併協議会が設置され 本格的な話し合いがスタート

### 目次

合併協議会設置調印式	2
第5回任意合併協議会	3
第1回合併協議会	4・5
第2回合併協議会	6・7
合併協定項目・お知らせ	8

五城目町・八郎潟町・井川町の3町は、10月29日に行われた各町臨時会での議決を経て、10月31日、3町でつくる法定の合併協議会設置に関する協議書に調印し、「五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会」を設置しました。

11月14日には、第1回合併協議会を開催し、合併の方式は、新設（対等）合併とすることを確認しました。そして、11月25日の第2回合併協議会では、新町の名称は、公募により決定することとし、その募集要項を確認するなど合併に向けて本格的な話し合いが開始されました。

# 合併協議会設置調印式

10月31日、八郎潟町農村環境改善センターにおいて、第5回任意合併協議会の会議終了後、法定合併協議会設置調印式が行われました。

調印式では、はじめに五城目町助役がこれまでの経緯と協議会設置の趣旨を説明し、3町長が設置協議書に署名を行い、五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会が設立されました。

協議会の会長には、佐藤五城目町長が、副会長には、土橋八郎潟町長、齋藤井川町長がそれぞれ就任しました。



## 合併協議会設置調印式 における町長あいさつ (抜粋)

合併協議会会長

佐藤 邦夫 五城目町長

ただいま、法定協議会設置の協議書に署名し、まさに感無量の思いであります。同時にまた、この合併というものの本番がいよいよ始まるのだと、身の引き締まる、また心改まる思いをしました。

こうして、この日を迎えることができましたのも、3町の議会の皆様のご指導・ご鞭撻、さらには町民各位のご理解とご協力、また、この任意合併協議会の委員の皆様のご格段のご尽力の賜物と思ひ、関係各位の皆様にご当町を代表して心から厚く御礼申し上げます。

艱難辛苦丈夫の常という言葉がありますが、いろんな苦労やつらいことを重ねながら、ひとつの実を結び、よくに頑張る、それを一つ一つ乗り越えることによって、より良い町土の建設や姿が描けるものと思っています。今後、克服していかねばならない多くの課題や困難が多々あるのではないかと思います。この合併を見事に達成するように全精力をあげて努めていきたいと思っています。

合併協議会副会長(会長職務代理)

齋藤 正寧 井川町長

法定協議会が設置されたというところで、これからは本番だと思ひを新たにしております。

私たちは、それぞれの町の弱点も、長所も持ち合わせています。弱ところや問題だなどというようなこともあると思いますが、遠慮をしないで合併は成就できません。これからは、決定権を一つ一つの議案が持つわけであり、ぜひお互いに本音で遠慮しないで議論できれば良

い町の誕生もきつとできるだろうと考えています。

私たち3人はもちろんでありますが、委員の皆さんからも強い意志で、合併に向けたリード役を果たしていただきたいと、切に念願しています。

合併協議会副会長

土橋多喜夫 八郎潟町長

4月18日に懇談会を発足し、約半年目でこういうような法定協議会になったことを、地域の一人として町長として本当に心からお祝い申し上げます。これからはやはり譲る心、お互いに譲らなければこれは成立することはできないと思ひます。難儀して初めて尊い結果が生まれてくると思ひます。虚心坦懐、大らかな気持ちで心をひとつにして頑張ろうではありませんか。委員の皆さん、これからです。今日、スタートラインにつきました。お互いに頑張ることを約束したいと思ひます。

## 第5回任意合併協議会

10月31日、八郎潟町農村環境改善センターにおいて第5回任意合併協議会が開催されました。

会議では、事務事業一元化事務処理状況など7つの報告事項、継続協議となっている新町の名称や新町の事務所の位置について話し合いが行われました。

### 報告された事項

これまで協議を行ってきた「新町まちづくり構想」を任意合併協議会として確認するとともに、事務事業一元化などの事務処理状況、湖東3町合併懇談会の決算、任意合併協議会の決算見込みなどについて、報告が行われ、確認されました。

### 報告第9号 新町まちづくり構想について

第4回任意合併協議会での協議会委員の意見を踏まえ、重点プロジェクト事業などの一部を調整したことについて報告が行われ、これまで議論を重ねてきた「新町まちづくり構想」を法定合併協議会に申し送ることとなりました。

**報告第10号 事務事業一元化事務処理状況について**

3町の職員で構成される分科会や専門部会で作業を進めている事務事業のすり合わせの進捗状況（調整作業終了件数1,568件。進捗率96%）や、すり合わせを行ううえでの基本的な考え方などについて報告が行われました。

**報告第11号 例規一元化事務処理状況について**

新町例規原案を作成するため調整が必要とされる例規件数（762件）や例規原案作成までのスケジュールなどについて報告が行われました。

**報告第12号 電算事業統合化計画策定事務処理状況について**

3町電算システムの現状調査、システム統合の基本方針策定など電算事業統合化計画に係る事務処理状況などについて報告が行われました。

**報告第13号 平成15年度湖東3町合併懇談会事業実績及び決算について**

湖東3町合併懇談会における事業実績や決算などについて報告が行われました。

会務実績…合併懇談会5回開催、事務局会議12回開催

事業実績…新町まちづくり構想作成、先進地視察研修、事務事業現況調査業務など

決算額…歳入2,500,002円  
歳出2,383,519円

**報告第14号 平成15年度任意合併協議会事業実績及び決算見込みについて**

任意合併協議会における事業実績や決算見込みなどについて報告が行われました。

会務実績…任意合併協議会5回開催、幹事会5回開催、専門部会等は合同会議ほか随時開催

事業実績…新町まちづくり構想作成、先進地視察研修、事務事業一元化業務、例規一元化業務、電算事業統合化計画策定業務など

決算見込額…歳入9,316,483円  
歳出8,364,342円

**報告第15号 任意合併協議会残余財産の帰属について**

任意合併協議会歳入歳出決算見込みにより、現金952,141円（見込み）や書庫などの備品を法定合併協議会に帰属させることについて報告が行われました。

### 協議された事項

新町の名称については、公募によることを確認し、事務所の位置については、合併後の組織機構のあり方を引き続き調査検討することが確認されました。

**協議第9号 新町の名称について（継続協議）**

公募の必要性や3町の既存の名称使用など公募基準について、協議会委員全員から意見を述べてもらい、新町の名称決定については、公募によることで法定合併協議会に申し送りすることとし、その前提となる公募基準についても早い時期に決定すべきであることが確認されました。

**協議第10号 新町の事務所の位置について（継続協議）**

第4回任意合併協議会で検討すべきとされた新町の事務所方式について、事務局から本庁舎と支所の役割をイメージした行政組織機構図が提案されましたが、組織機構については、町民直結のサービスが維持できること、行政改革が断行できること、職務権限や指揮命令系統を明確にしておく必要があること



ら、引き続き調査検討を行うことが確認されました。

# 第1回合併協議会

11月14日、五城目町役場正庁において第1回合併協議会が開催されました。

協議会には、協議会委員22名、監査委員1名が出席し、会議の前に佐藤会長から委員一人一人に委嘱状が交付されました。

会議では、協議会の規約など7つの報告事項、会議運営及び傍聴に関する規程など4つの協議事項と合併協定基本項目となる合併方式など5つの協議事項、また、合併協定項目などについての話し合いが行われました。

## 報告された事項

事前の3町長協議で確認された事項や規約において会長が別に定めることとなっている協議会の組織体制や事務の取扱いなどに関する規程について報告が行われ、確認されました。

報告第1号 合併協議会規約について

報告第2号 合併協議会設置に係る関係事項について

報告第3号 合併協議会幹事会規程について

報告第4号 合併協議会専門部会規程について

報告第5号 合併協議会分科会規程について

報告第6号 合併協議会事務局規程について

報告第7号 合併協議会財務規程について

## 協議された事項

合併協議会会議運営などに関する2つの規程、協議会の事業計画や予算については、原案どおり確認されました。また、合併協定基本5項目のうち、合併の方式については、新設合併として確認されましたが、合併の期日、新町の名称、新町の事務所の位置、財産の取扱いについては、基本的にはその方針は確認したもののなお細部について継続して協議することとなりました。

協議第1号 合併協議会会議運営及び傍聴に関する規程(案)について

【提案内容】 会議は公開することとし、会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とするが、やむを得ない場合は出席委員等



(会長含む)の3分の2以上の賛同をもって進めることなどを定めた会議運営及び傍聴に関する規程が提案されました。

【協議結果】 原案どおり確認されました。

協議第2号 合併協議会報酬及び費用弁償に関する規程(案)について

【提案内容】 協議会委員の報酬を、協議会の会議出席1回につき4,500円とすることなどを定めた報酬及び費用弁償に関する規程が提案されました。

# 五城目町・八郎潟町・井川町 合併協議会委員等名簿

役職名	氏名	職名
会長	佐藤 邦夫	五城目町長
副会長	土橋多喜夫	八郎潟町長
副会長	齋藤 正寧	井川町長
委員	工藤 卓美	五城目町議会議長
委員	小野 富蔵	八郎潟町議会議長
委員	齋藤 紀男	井川町議会議長
委員	草皆 隆悦	五城目町議会議長
委員	小柳 勉	八郎潟町議会議長
委員	伊藤八十治	井川町議会議長
委員	荒川 正己	五城目町議会議員
委員	佐藤 長	八郎潟町議会議員
委員	藤田 英次	井川町議会議員
委員	草皆 茂樹	五城目町議見者
委員	山平 富子	〃
委員	桜庭 正男	八郎潟町議見者
委員	村井久之丞	〃
委員	渡部 郁	〃
委員	小玉 昭夫	井川町議見者
委員	齋藤 一男	〃
委員	森田千枝子	〃
委員	山口 博司	秋田地域振興局長
監査委員	伊藤 長雄	五城目町代表監査委員
監査委員	貝田道二郎	八郎潟町代表監査委員
監査委員	工藤 侑	井川町代表監査委員

【協議結果】 原案どおり確認されました。

【協議第3号】 平成15年度合併協議会事業計画(案)について

【提案内容】 合併協議会の事業計画として、新町まちづくり計画の策定、合併協定項目の調整、事務事業一元化などの調整、新町名称の公募、シンポジウムの実施などが提案されました。

【協議結果】 原案どおり確認されました。

【協議第4号】 平成15年度合併協議会予算(案)について

【提案内容】 合併協議会の歳入歳出予算額を11,004千円とする  
ことが提案されました。

その内訳は次のとおりです。

・ 歳入内訳	
各町負担金	6,000千円
県補助金	5,000千円
諸収入等	4千円
・ 歳出内訳	
会議費	1,518千円
事務費	2,390千円
事業推進費	6,820千円
予備費	276千円

【協議結果】 原案どおり確認されました。

【協議第5号】 合併の方式について

【提案内容】 五城目町、八郎潟町、

井川町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併として提案されました。

【協議結果】 合併の方式は、新設合併と編入合併がありますが、新設合併として提案どおり確認されました。

【協議第6号】 合併の期日について  
(目標期日の確認)

【提案内容】 合併の目標期日を平成17年3月31日以内として提案されました。



【協議結果】 現行の合併特例法の適用期限は、平成17年3月31日となっていますが、政府の地方制度調査会の最終答申骨子案では、その期限までに県知事に合併申請を終え1年以内に合併する場合は、現行の財政支援助措置を適用するとしたことを受けて、意見交換が行われ、提案された目標期日を基本とすることとしましたが、これに拘束されず、合併特例法の改正や町議会議員の選挙日程などを見極めて今後も検討することとしました。

【協議第7号】 新町の名称について  
(名称の決定方法を協議するための方法確認)

【提案内容】 新町の名称の協議を行うため、公募の必要性、選定基準、最終的な新町名称の決定方法などについて協議委員会にアンケート調査を実施して、この結果を参考とし、今後、名称の決定方法について協議することが提案されました。

【協議結果】 新町名称を協議するためのアンケート調査については、その実施の適否など委員から多くの意見が出されましたが、結論としては、アンケート調査は実施しないこととし、事務局がこれまでの任意合併協議会における全委員

の意見等を集約して、公募を前提とした募集要項などの素案を策定し、これをたたき台として次回の協議会で検討することとしました。

【協議第8号】 新町の事務所の位置について

【提案内容】 新町の事務所の位置については、任意合併協議会において協議を行っている「事務組織及び機構の取扱い」とあわせて協議することが提案されました。

【協議結果】 行政組織機構について、人員配置や指揮命令系統などが具体的に分かるような組織機構図を作成することとし、継続して協議することとしました。

【協議第9号】 財産の取扱いについて

【提案内容】 五城目町、八郎潟町、井川町の所有する財産、公の施設及び債務については、すべて新町に引き継ぐものとして提案されました。

【協議結果】 財産の取扱いについては、正の財産、負の財産をすべて新町へ引き継ぐことを基本とすることとしました。合併するまでの駆け込み事業の自粛、税金の滞納整理、基金の確保などについては、3町での協議が必要であるとして、継続して協議することとしました。

## 第2回合併協議会

11月25日、井川町農村環境改善センターにおいて第2回合併協議会が開催されました。

会議では、協議会の会議運営申し合わせ事項など2つの報告事項、新町の名称など3つの協議事項、議会の議員の定数及び任期の取扱いなど次回協議される2つの提案事項などの話し合いが行われました。

### 報告された事項

会議運営申し合わせ事項と合併協定項目協議スケジュールについて、報告が行われましたが、それぞれについて再検討することになりました。

### 報告第8号 合併協議会会議運営申し合わせ事項について

会議の運営に関する申し合わせ事項として、協議会の役割、委員の代理出席などについて報告が行われましたが、協議会の役割については、議決機関ではないとしても委員とし

ての意見を尊重し、協議会として意見を集約することが大事な役割であるなどの意見があり、役割の考え方について、再検討することとしました。

### 【報告された申し合わせ事項(概要)】

協議会の役割 協議会は、議決機関でなく議会の議決事案の前提条件として「合併協定書」をとりまとめるため、個々の協定項目について協議し確認することが役割である。

委員の代理出席 委員の代理出席は認めないこととするが、町長については、助役など代理者が会議に出席し、意見を述べることもできる。

### 報告第9号 合併協定項目協議スケジュールについて

第1回合併協議会で提案された合併協定項目の協議スケジュールについて報告が行われましたが、提案されたスケジュールは、月に2回開催されるなど、提案された案件について事前の検討や協議を行う余裕がないこと、また、町議会議員選挙や当初予算編成作業などへの配慮がなされていないなどの意見があり、協議スケジュールについて、再調整することとしました。

### 協議された事項

新町の名称に関する募集要項については、事務局案の一部を修正したもので確認され、新町名候補選定小委員会設置規程および新町まちづくり計画の策定方針は、原案どおり確認されました。

### 協議第7号の2 新町の名称について

#### (募集要項の確認)

【提案内容】 協議会委員のこれまでの意見等を整理し、事務局が協議を行うついでのたたき台として策定した新町名募集要項が提案されました。

【協議結果】 新町名募集要項については、それぞれの項目について協議を行い、カタカナを使用しないことなど一部を修正し確認されました。

#### 【確認された募集要項(概要)】

##### ①公募目的

合併に関する地域住民の関心を高め、積極的な参画を促すとともに、新町の名称についての住民等の意見を幅広く把握することなどを目的とし、公募を行う。

##### ②応募資格

小学生以上の者を対象とし、住所は問わないものとする。

##### ③応募方法

専用応募はがきなどにより、1人につき1点のみの応募とする。

##### ④選定基準

新町名には、漢字とひらがなを使用することとし、その組み合わせも可とする。五城目町、八郎潟町、井川町の名称は使用できないものとする。ただし、その名称の一部の使用は可とする。



## ⑤ 応募期間

平成16年1月5日から平成16年2月15日までとする。

## ⑥ 賞品

### ・名付け親賞

決定された名称応募者の中から3名以内の方に、それぞれ5万円相当の商品券と副賞を贈呈する。

### ・ありがとう賞

全応募者の中から、50名の方に、それぞれ2千円相当の記念品を贈呈する。

## ⑦ 決定方法

合併協議会内に設置する「新町



名候補選定小委員会」において、

応募作品の中から新町の名称としてふさわしい候補名を10点以内で選定し、選考理由などを付して協議会に報告し、協議会での協議により新町名を決定する。

## 協議第10号 合併協議会新町名候補

### 選定小委員会設置規程

#### (案) について

【提案内容】 新町の名称の応募作品の審査等を行うため、合併協議会の中に設置する小委員会について、その組織は、協議会委員のうち住民代表の委員の中から各町1名、協議会委員以外から識見を有する者各町1名とし、6名の委員で構成することなどを定めた新町名候補選定小委員会設置規程が提案されました。

【協議結果】 原案どおり確認されました。

## 協議第11号 新町まちづくり計画について(策定方針の確認)

### 【提案内容】

合併特例法の規定により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画(新町まちづくり計画)の策定方針が提案されました。

【協議結果】 提案どおり確認されました。

## 【確認された策定方針(概要)】

### ① 基本方針

任意合併協議会で確認された「新町まちづくり構想」を根幹とし、3町の速やかな一体性を促進するとともに、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図り、新町が将来進むべき方向などを示すものとする。

### ② 主要事業

基本方針を実現するための主要事業は、財政事情を考慮し、新町の均衡ある発展が図られるものとする。

### ③ 公共的施設の統合整備

住民生活に十分配慮し、地域のバランスをとるものとする。

### ④ 財政計画

地方交付税、国県補助金、地方債等の依存財源を適正に見積り、健全な財政運営に裏付けられた計画とする。

### ⑤ 計画期間

新町まちづくり計画は、合併後10年間について定めるものとする。

## 提案された事項

次回の合併協議会で協議される議会の議員の定数及び任期の取扱いなど2つの案件について、提案

説明が行われました。

会議運営の申し合わせにより、協議会での協議の進め方として、案件の協議を行う前の協議会において、提案説明を行うこととしました。この進め方については、8ページに掲載してありますのでご覧ください。

## 協議第12号

### 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(方針案)

【提案内容】 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、合併協議会の中に小委員会を設置して調査及び審議等を行い、その審議結果に基づき合併協議会で協議・確認するとした協議の進め方が提案されました。

## 協議第13号

### 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(方針案)

【提案内容】 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、議会議員の場合と同じく、合併協議会の中に小委員会を設置して調査及び審議等を行い、その審議結果に基づき合併協議会で協議・確認するとした協議の進め方が提案されました。

# 合併協定項目一覧

区分	協定項目
基本的項目	1 合併の方式
	2 合併の期日
	3 新町の名称
	4 新町の事務所の位置
	5 財産（及び債務）の取扱い
合併特例法による項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
	8 地方税の取扱い
	9 一般職の職員の身分の取扱い
	10 地域審議会
すり合わせが必要な項目	11 特別職の身分の取扱い
	12 条例、規則等の取扱い
	13 事務組織及び機構の取扱い
	14 一部事務組合等の取扱い
	15 使用料、手数料等の取扱い
	16 公共的団体等の取扱い
	17 補助金、交付金等の取扱い
	18 字名の区域及び名称の取扱い
	19 慣行の取扱い
	20 国民健康保険事業の取扱い
各種事務事業の取扱い	21 介護保険事業の取扱い
	22 消防団の取扱い
	23 行政区の取扱い
	24 電算システム事業
	25 広報公聴関係事業（地域情報化事業）
	26 交流事業（国際交流、姉妹都市交流事業）
	27 納税関係事業
	28 消防防災関係事業
	29 交通関係事業
	30 窓口業務
	31 保健衛生事業
	32 環境対策関係事業
	33 ごみ収集運搬業務事業
	34 保育事業
	35 社会福祉協議会の取扱い
	36 児童福祉事業
	37 障害者福祉事業
	38 高齢者福祉事業
	39 その他の福祉事業
	40 健康づくり事業
	41 農林水産関係事業
	42 商工観光関係事業
	43 勤労者・消費者関連事業
	44 建設関係事業
	45 上・下水道事業
46 学校教育事業	
47 社会教育（生涯学習）事業	
48 町立学校の通学区域の取扱い	
49 文化振興事業	
50 コミュニティ施策（施設）事業	
51 その他の事業	
新町建設計画	52 新町まちづくり計画

合併協定項目の協議事項は



の順に進められます

**提案**

協定項目の調整案について事務局で資料を提出し説明

**協議**

各委員は、事前提案された協議事項を持ち帰り検討

**確認**

次回の協議会で各委員が意見を出し合い協議

協議の結果、新町での取扱いを確認

## 協議会開催のお知らせ

### 第3回合併協議会

日時：平成15年12月24日(水)午後2時～

場所：八郎瀧町農村環境改善センター

案件：議会の議員の定数及び任期の取扱いについて  
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて など

協議会はとなたでも傍聴できます

## ホームページをリニューアルしました



URL <http://www.ghi-gappei.jp>  
E-mail [info@ghi-gappei.jp](mailto:info@ghi-gappei.jp)

編集・発行 五城目町・八郎瀧町・井川町合併協議会 事務局

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階事務室

電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

E-mail [info@ghi-gappei.jp](mailto:info@ghi-gappei.jp) ホームページアドレス <http://www.ghi-gappei.jp>